

紹介・コメント

刑事施設民営化とアフリカ系アメリカ人

モニク・モリス⁽¹⁾

CAPITALIST PUNISHMENT: Prison Privatization & Human Rights.
Coyle, Campbell and Neufeld eds. (Clarity Press, Inc., Zed Books, 2003)
Chapter 8: Prison Privatization: The Arrested Development of African
Americans

Monique W. Morris

紹介者：本庄 武

一 論文の紹介

本論文は、合衆国における刑事司法の運用に常に暗い影を落とし続けるアフリカ系アメリカ人の人種差別問題と刑事施設民営化の関係を考察するものである。アフリカ系アメリカ人が逮捕、有罪、拘禁、施設内での虐待や不適切な処遇にさらされやすいことをデータを示しながら論証している。著者によれば、これは刑事・少年司法の運用が未だに奴隷制の負の遺産を引きずっていることの証左であり、アメリカ社会における根強い人種差別意識を表しているものである。差別意識は、被収容者本人だけでなく、アフリカ系アメリカ人コミュニティ全体に有害な影響を及ぼしている。そして、そのことがアフリカ系アメリカ人は犯罪を犯しやすいという公衆の差別意識を強化するという負の連鎖が見

られるとする。

刑事施設の民営化は、刑産複合体⁽²⁾の隆盛と共に、この負の連鎖の拡大に寄与するものとして位置づけられている。

1 刑産複合体、民営刑事施設とアフリカ系アメリカ人

毎年何10万人ものアフリカ系アメリカ人が、民営刑事施設に収容されている。アフリカ系アメリカ人の拘禁率が他人種に比べて不釣り合いに高いことにより、彼らは民営刑事施設の粗悪な運営、被収容者虐待、問題のある政策に最も取り込まれやすい集団となっている。非暴力的な犯罪や非行に対する有効な対策とは、犯罪を促進する要因に複合的に働きかけるものであり、社会内に基盤を置いた対策であると再三主張されているにもかかわらず、とりわけアフリカ系アメリカ人に対しては、対策は拘禁に偏っている。アメリカ法は、歴史上、アフリカ系アメリカ人を不利益に扱ってきたという負の遺産を抱えているため、司法運営にはなお人種偏見が残っており、アフリカ系アメリカ人は長期に拘禁されやすい。この知見が、民営刑事施設がアフリカ系アメリカ人の発展に与える影響を検討する際に重要となってくる。

アフリカ系アメリカ人は最も犯罪を犯しやすい人種というわけではない。しかし、彼らが刑事・少年司法の場に登場する確率は最も高い。一生のうちで刑事施設を経験するアフリカ系アメリカ人男性は4人に1人であるのに対し、ラテン系男性は6人に1人、白人男性は23人に1人である。アフリカ系アメリカ人の犯罪に対し、施設収容が多用されることで、刑産複合体が勃興し、それに依拠した経済システムが生まれているのである。

2000年に、アフリカ系アメリカ人被拘禁者数は100万人を超え、これは合衆国史上最も多い人数である。法執行のための年間予算は、過去20年間で50億ドルから270億ドルに増加している。刑事施設でのプログラムは削減されているが、なお受刑者1人当たり推定3万ドルが支出されている。アメリカ全体では、法執行や刑事施設建設などを含む犯罪対策費用は1000億ドルを超えてい

る。このことが、社会復帰よりも拘禁を優先する政策及び実務に係る産業の発展を加速化させている。

アフリカ系アメリカ人に対する刑産複合体の影響と刑事施設民営化の影響は、多くの点で分かちがたい。両者は共に、アフリカ系アメリカ人の社会生活能力を著しく削いでいる。刑事施設民営化は刑産複合体の重要な構成要素として、刑事施設が犯罪対策の万能薬であるとの考えを強化するだけでなく、アフリカ系アメリカ人被収容者に対し、彼らが歴史上被ってきた非人道的で野蛮な環境を提供し続けている。経済的動機が、社会内での予防プログラムや文化的に有望な拘禁の代替措置よりも、刑事施設産業を優遇する政策をとらしめ、アフリカ系アメリカ人がその犠牲となっている。巨大企業の利益の源である刑産複合体と刑事施設民営化が、アフリカ系アメリカ人の生活の質の向上を妨げている。

人種と文化が大きな役割を果たすアメリカ社会では、経済的・政治的・社会的な階層構造が、有色人種のコミュニティに暴力を蔓延させ、刑事・少年司法システムに巻き込まれやすくしている。アフリカ系アメリカ人コミュニティは都市でゲットー化し、住宅・適切な医療・教育にアクセスできにくくなる。そのために、アフリカ系アメリカ人は、犯罪を犯しやすい人種であるとの観念が生み出され、彼らは統制と除去の対象となる。しかし、アフリカ系アメリカ人の生活やコミュニティ、居場所作りのための費用を安価に抑えようとの圧力と、それに対する抵抗がこのような集団を生み出しているのである。刑産複合体は、アフリカ系アメリカ人のコミュニティの破壊に決定的な影響力を有しているのである。

2 歴史的文脈

北アメリカの海岸に手枷足枷をはめられて上陸して以来、アフリカ系アメリカ人は、生来の犯罪性を有すると思われてきた。この烙印が、彼らを周縁に追いやり、そのことがまた彼らが犯罪的であるとの知覚を強化する。しかし、犯

罪を定義しているのは犯罪者というレッテルを貼られた人ではなく権力者である。司法は白人に有利なものだけを支持するよう構造化されており、アフリカ系アメリカ人は、恒常的に被害を被っている。その結果、彼らは、不釣り合いな失業率、貧しい教育・住環境、継続的な社会的烙印付けを通して周縁化を強化する政策と実務の対象となる。

長年にわたる教育的・経済的・文化的抑圧の産物として周縁化されたアフリカ系アメリカ人は、犯罪を犯しやすい人種であるとの歪んだ理解を受け、犯罪を犯した場合は非人道的な扱いを受ける。多くの人々は、過剰な警察活動や人種性が司法システムの対象者選別過程に影響していることを理解していない。しかし歴史的に見れば、このことは明らかである。例えばアフリカ系アメリカ人の逮捕率を見ると、1872年には逮捕率一般の2.5倍であったものが、1880年には4.5倍となり、1890年には7倍、1892年には9倍に達している。この格差は、犯罪率の相違だけで説明できるものではない。実際に、多くの警察官がアフリカ系アメリカ人に対して偏見を抱いていたり、その偏見を明示的に表明したりしている。

また、この時期は受刑者リース制度が稼働しており、多くのアフリカ系アメリカ人被収容者は民間入札者にリースされ、しばしば奴隷よりも悲惨と言われる環境での労働を強いられた。またアフリカ系アメリカ人労働者に住居、労働力、農業、自由を抵当に入れさせることで、白人の土地所有者や企業家が彼らの労働力を利用する農作物先取特権制度も存在していた。これらの制度が、彼らの犯罪化を促進したといわれている。犯罪を犯したとされるアフリカ系アメリカ人が相対的に有罪となり易かったことが、彼らの拘禁や搾取を促進し、安易に彼らを犯罪者と同視する歪んだ公衆のイメージが形成されたのである。

アフリカ系アメリカ人女性は、その二重の地位性により一層周縁化された。例えば、1970年代にアフリカ系アメリカ人女性が売春で逮捕される確率は、他の人種の7倍であった。しかし彼女たちの間で不均衡なほど売春が蔓延していたことは実証されていない。

より最近の問題として、報道の問題がある。アフリカ系アメリカ人の犯罪は過剰に報道されるが、彼らが被害者であったり、犯罪を犯したのが白人である場合は過小に報道される。アフリカ系アメリカ人の加害者性に注目が集まり、被害者性に注目されにくいことにより、彼らの生活は白人の生活より価値が劣り、そのため彼らの生活の保護を考えることは重要でないという観念が強化されてしまう。

奴隷制という負の遺産の問題もある。1895年に南部で制定された黒人法(The Black Codes)は、新たに解放された奴隷の活動と権利を制約することを意図していた。内容は州毎に異なっていたものの、多くの場合、アフリカ系アメリカ人は、農業経済体制を温存するために家事労働や農作業を強いられた。家や仕事を持たない多くのアフリカ系アメリカ人はこの法律の標的とされ、浮浪や失業といった「犯罪」で拘禁された。これらの法律は、アフリカ系アメリカ人の活動と生活は、私企業を支援するために強く規制されなければならないという強いメッセージを発していたのである。このメッセージは現在再び、刑産複合体によって強化されているものである。

ミシシッピ州は、歴史的に解放されたアフリカ系アメリカ人を労働搾取のために拘禁し、経済を支えるために使役してきた忌まわしい過去を有している。1994年に、ミシシッピ州議会は刑事施設収容人数を4000人増強することを含む厳罰志向の新たな立法を行った。これにより、州の被収容者数は急増したが、その75%はアフリカ系アメリカ人であった。2001年3月には州立施設に2600床の空きがあるにもかかわらず、民営の刑事施設と郡の矯正施設の収容能力を増強するために600万ドルをつぎ込む立法がされた。この例が示すように、需要がない場合でさえ、民営刑事施設に依拠しようとする姿勢から、大企業の経済利益のためにアフリカ系アメリカ人犯罪者の搾取が温存され、期待されていることがわかる。

3 少年司法における不正義

人種的不均衡は少年司法にも存在している。2000年時点で、18歳以下の少年人口のうちアフリカ系アメリカ人が占める比率は15%に過ぎないが、被逮捕者では26%、施設収容者では40%となる。民営の少年収容施設においても、例えば1997年10月29日時点では、アフリカ系アメリカ人は被収容者数の39パーセントを占めるが、これは全米人口に占める割合の2倍以上なのである。

その要因は定かではないが、アフリカ系アメリカ人コミュニティでの警察活動の強化と少年・刑事司法制度における裁量的意思決定の影響を想定することができる。例えば1998年のある研究では、ワシントン州のプロベーションオフィサーは、白人少年の犯罪の原因を環境といった外的要因に求めがちであるのに対し、アフリカ系少年の犯罪の原因を態度といった内的要因に求めがちであった。またアフリカ系少年が裁判所職員に敬意を払わないことを白人少年のそれに比して、将来の再犯に対する内心の抑制の欠如と解釈しがちであった。また、暴力にさらされたアフリカ系アメリカ人少年は治療を必要としているにもかかわらず、少年司法は必要なケアを提供しない。その結果、再犯の可能性が高まり、彼らは「職業的犯罪者」になっていくのである。しかし、民営刑事施設が施設運営とサービスのための費用を削減するために用いられる限り、被収容者の健康問題に対処しないことは許容されてしまう。こういった不正義は、アフリカ系少年達を社会復帰困難者とみなし、拘禁を多用することの要因となる。

人種差別的風潮は、アフリカ系の少年達に自己認識にも影響する。彼らは「役に立たない違反者」と見られることで、暴力や犯罪に関与することを軽率なこととしてではなく、通過儀礼として捉えがちになる。最近、ルイジアナ州で Wackenhut 社により運営されていた Jena 少年施設が閉鎖された。何千ものアフリカ系アメリカ人少年が深刻な虐待を受け、PTSD にさらされていたという重大な人権・市民権の侵害の結果であった。少年達は、社会復帰のため

のサービスにアクセスできず、体罰や過剰な実力行使、ガス銃にさらされていた。司法省の報告書も、アフリカ系少年が大多数を占めるこの施設の少年達は、少年同士の暴行と職員からの実力行使や虐待という考えられないレベルの暴力に起因する実質的な侵害の危険にさらされていたと確認した。

同様の虐待は成人施設においても見られる。とりわけ民営刑事施設での暴行の発生率が高い。施設内での虐待経験は、高血圧や心循環器疾患といった健康上のリスクを高める。そのことは釈放後の社会復帰の困難さをもたらし、アフリカ系アメリカ人のコミュニティ全体に、将来の施設収容、家庭崩壊、失業といった悪影響をもたらす。コミュニティの発展が妨げられ、暴力の連鎖が温存される。そして、アフリカ系アメリカ人の生活は保護するに値しないものだという時代遅れの人種差別的感情を強化することにもつながる。

4 コミュニティ全体に対する影響

刑産複合体の不適切な施設運営は、アフリカ系アメリカ人コミュニティの健康や家庭だけでなく、彼らの経済的・市民的発展にも有害な影響をもたらす。

第1に、アフリカ系アメリカ人の子どもへの影響である。

多くのアフリカ系アメリカ人被収容者には子どもがいる。親が拘禁されている場合、子どもは親の犯罪や逮捕に関連する出来事からトラウマを生じ、親との別離の結果傷つきやすくなり、極度の貧困のため適切なケアを受けられないことになる。1993年の犯罪と非行全国協議会（NCCD）の調査によれば、母親が拘禁されている子どもの43%はアフリカ系アメリカ人であり、そのうち52%が女子であった。母親が逮捕された場合、65%の子どもは父親以外の親類に預けられ、その大部分は母方の祖母であった。不幸にも、親類に預けられているという理由で、養護費を支給しない州があり、その場合、貧困な環境で育てられる可能性が高い。さらに母親が拘禁中に生まれた子どもの場合、母親が妊娠中に適切なケアを受けられず薬物にさらされた状態で誕生する危険が高まる。その子どもは、対人関係や学校生活で問題を抱え、親子関係の悪化や自身

の施設収容の恐れが高まるのである。また特に、親が州外に拘禁されると、子どもが親を訪問する機会はほとんどない。健全な家族関係を養うために必要な絆は著しく損なわれる。これらは、将来の施設収容、貧困、死亡をもたらすことになる。

第2に、アフリカ系アメリカ人社会における健康面での危険発生である。

アフリカ系アメリカ人被収容者は、施設内での暴力に由来する精神衛生上の問題を抱えるだけでなく、拘禁中に感染症に罹患する危険も他の民族・人種集団より高い。アフリカ系アメリカ人の健康上のリスクに対処するための刑事施設内の教育・カウンセリング・治療プログラムは基本的適切さを欠いている。さらに、多くの場合、入所以前に適切なサービスにアクセスできなかつたり、それが提供されていなかったアフリカ系被収容者にとって、しばしば、刑事施設の治療プログラムは魅力的に映らなかつたり、社会復帰が円滑に進まないという問題もある。

HIV 陽性のアフリカ系アメリカ人男性被収容者は数百万人にのぼる。女性被収容者は、男性より拘禁数が少ないため、絶対数はより少ないものの、感染率は男性より高く、1995年の調査では男性2.6%に対し女性3.3%であった。無防備な任意あるいは強制的性的接触や感染者との物品共有、健康危機への施設による不適切な対応により、HIV や他の疾病の感染はしばしば拡大する。

全米の刑事施設男性被収容者の4分の1から3分の1は、所内で性的暴行に耐えたか危うく難を逃れた経験を持つと推測されている。レイプを経験すると、以前よりも暴力的で反社会的になってコミュニティに戻ってくるのが通常であり、そのうち一部の者は、自らレイプをすることで悲惨な連鎖を続ける。

さらに、アフリカ系アメリカ人女性は不釣り合いに高い比率で、施設内で性的虐待を経験する。多くの女性は、自分を価値のない人間だと認識し、自らの武器は知性や人格ではなく性的魅力だけなのだという誤った観念のみに依拠して、社会に戻る。この非人道的な搾取が、アフリカ系アメリカ人女性は性的だ

という神話を強化する。

第3に、アフリカ系アメリカ人社会の経済発展の阻害である。

失業と、高収入の見込める熟練作業に就労する機会の限定性のために、アフリカ系アメリカ人は、不釣り合いに高い比率で貧困層を形成している。連邦商務省のデータでは、アフリカ系アメリカ人の貧困層の減少率は、他の人種のそれを上回る。しかし、通常被拘禁者は失業者に含まれないため、100万人以上のアフリカ系アメリカ人が、失業者としてカウントされていないことに注意すべきである。被拘禁者を加えると、若年のアフリカ系の高校退学者においては、雇用率の顕著な回復は見られないとの分析がある。さらに、問題なのは、釈放後多くのアフリカ系アメリカ人は、違法な人種差別、被収容者に対する社会的偏見、競争力のある市場で雇用されるための技術の欠如により、社会内で就業することができないということである。

連邦国勢調査監察局の委嘱により、PricewaterhouseCoopersが2000年3月に実施した調査によれば、連邦政府は、国勢調査人口を基準として、年間1850億ドルを地方に分配していると推測されている。アフリカ系アメリカ人を収容する民営刑事施設の多くは、白人が居住する都市部または郊外のコミュニティにあり、その分人口が加算されるため、その地域は付加的な連邦の財政支援を受けられる。施設のあるコミュニティは政治的財政的恩恵を受けるが、被収容者の帰住先コミュニティの多くは、荒廃し、積極的施策を執るための資源に欠けているため、犯罪・非行行動をもたらす条件がさらに促進される。放置されたコミュニティに巣くう貧困・失業・高品質の教育や医療へのアクセスの不十分さ、薬物濫用や栄養不良などのリスク要因が温存されることで、アフリカ系アメリカ人が将来拘禁される確率は他の民族・人種集団に比して不釣り合いに高まる。彼らの拘禁から利益を得る民営刑事施設は、アフリカ系アメリカ人のコミュニティが荒廃し続けることで支えられており、また拘禁中に犯罪者をコミュニティから切り離すことでコミュニティを荒廃させ続けてもいる。

第4に、アフリカ系アメリカ人の参政権行使の阻害である。

何十万ものアフリカ系アメリカ人重罪者は、選挙に参加することができない。これはアフリカ系アメリカ人市民の影響力を殺ぐものである。ワシントン州やワイオミング州などでは、20%以上のアフリカ系アメリカ人男性が重罪を犯したということで、一時的・永続的に公民権を剥奪されている。重罪で有罪となるアフリカ系アメリカ人の数は不釣り合いに多いため、市民として選挙に参加できないアフリカ系アメリカ人の数も不釣り合いに多いことになる。逮捕、有罪・無罪の推定、量刑を決定する際に司法システムには裁量的恣意決定が働くため、このことは特に問題視される。

犯罪に責任を負うべきは当然であるが、人種的偏見が罪責決定過程の完全性を損なっている場合、市民の声が完全に伝わらないことの弊害は増幅される。

第5に、アフリカ系アメリカ人についての公衆の認識の歪みである。

アメリカのメディアにおける、白人の犯罪者とアフリカ系アメリカ人の犯罪者の扱いは著しい対照をなしている。アフリカ系アメリカ人の拘禁率の高さが、ほとんどの犯罪をアフリカ系アメリカ人が犯しているという誤った観念と混同され、公衆はアフリカ系社会と犯罪との結び付きを信じ込んでいる。被収容者の暴力や無法な行動を「黒色」と結びつけてメディアが創り上げた言語的・視覚的イメージは、いわゆるアフリカ系アメリカ人の犯罪性という儲かるビジネスを成り立たせ、副次的悪影響として、アメリカの刑事司法一般と社会意識と公共政策全般を厳罰主義的で悪意に満ちたものとしている。

マスメディアはまた、アフリカ系の民衆の観念の形成としばしば行動の形成にも影響を与える。とりわけ肌の色が有責性を決め、司法を運営する際に考慮されるべき代用的要素となっている場合、司法運営の完全性と公正の概念が損なわれるだけでなく、アフリカ系アメリカ人は司法とその強制力を信頼しなくなる。人種によるプロファイリングは単に黒い肌をして歩いたり運転したりしているに過ぎない何百万もの無実のアフリカ系民族を苦しめる。

5 結語

刑事施設民営化は、アメリカの司法制度において人種的格差を生じさせている重大な不正義の多くを支え、温存することでアフリカ系アメリカ人のコミュニティを犠牲にし、そこからの搾取を続ける。市民権や健康問題、経済問題に関わる様々な虐待を通じて民営刑事施設産業は、アフリカ系アメリカ人のための新しい「コード」を定義している。これが、アフリカ系は犯罪者であるというイメージから利益を生みだし、何百万もの無実のアフリカ系民族を懲罰的で無益かつ非人間的な犯罪対策にさらすのである。

刑産複合体がアフリカ系アメリカ人に加える虐待が、人種主義的基調を有していることは、少年・刑事司法制度における最も醜悪な人権侵害の一つである。奴隷制の残滓としてのアフリカ系アメリカ人の拘禁は、彼らのコミュニティの集団としての競争力を殺ぐ。さらに「黒い色」を犯罪者と同視する否定的なステレオタイプや公衆のイメージを維持することで、品位を保ち犯罪を犯すことのないアフリカ系民族の生活にも悪影響を与える。「居場所」を発展させようとする闘争を自分達を犯罪者にする社会で行わざるを得ないと気付くことで、自らのアイデンティティを定義しようと取り組むアフリカ系アメリカ人社会の精神は押さえられ続けるのである。

新しい教育により、「有効な」刑事司法政策を定義するための政治学が伝えられなければならない。司法制度のアカウントビリティと客観的な意思決定基準により制裁を段階化するための一連の施策を実践すれば、人種的格差と拘禁への過剰依存を大幅に削減することができる。アフリカ系アメリカ人を被拘禁人種としてきた奴隷制の残滓は、それを存続させている経済的インセンティブと共に、なくならなければならない。刑産複合体がアフリカ系アメリカ人の教育面、経済面、健康面の弱さや市民としての脆弱性を搾取し続けることが許されている限り、奴隷制の忌まわしい残滓を振り払うことはできないのである。

二 コメント

本論文は、アメリカ合衆国における刑事・少年司法の運用がいかにアフリカ系アメリカ人を差別的に取り扱っているかを中心的に述べるものであり、必ずしも刑事施設民営化特有の問題に焦点を当てたものではない。その問題性の大きさ故に、刑事施設の民営化を論じるに当たっても、念頭に置いておかねばならないトピックであるということであろう。

日本においても、本論文の主張と同様に外国人一般や外国人犯罪に対する偏見や差別意識が人為的に醸成されているという指摘がある。⁽⁴⁾ また刑事司法の運用においても、外国人に対する捜査段階での事件処理や量刑が厳しいのではないかと指摘がされたことがあった他、⁽⁵⁾ 少し前になるが、行刑施設内で外国人被収容者に対する職員の集団暴行や不当な懲罰が行われていたと指摘されたこともあった。⁽⁶⁾ 外国人に対しては、このような意図的な差別的待遇が行われる可能性があるだけでなく、日本人と同様に扱うこと自体が差別的処遇となりかねない点で、特殊性が認められる。⁽⁷⁾ もちろん、現状において行刑施設では食事や宗教等に関し一定の配慮が行われているが、だからといって差別問題がないと断言することはできない。しかし、一般的には施設内の人種差別問題は、アメリカにおける程、深刻なものとは受け止められていないと言ってよいであろう。

もっともそのことは、本論文が提起する問題は対岸の火事であるとして、日本において等閑視してよいということを意味しない。むしろ本論文から学ぶことがあるとすれば、社会内で不利な立場に置かれている人は、刑事施設内でも同様に不利な立場に置かれやすく、また刑事施設が民営化された場合、その不利益性が増加する可能性があるという一般的命題であろう。日本では最近、元被収容者が綴った体験記により、刑事施設内に重度の知的障害者が収容されており、およそ社会復帰に向けた処遇が行われているとは言いがたい状況にある

ことが明らかにされた。⁽⁸⁾ こういった被収容者達は、刑事施設内で大なり小なり差別的に取り扱われるおそれがあるだろう。仮に営利追求を優先する民営刑事施設の収容対象となった場合、処遇の悪化が懸念されるところである。

新設が予定されている PFI 施設のうち、第 1 号の美祢社会復帰促進センターで想定されている収容対象は、①犯罪傾向が進んでおらず、初めて収容される者であること、②26歳以上おおむね55歳以下であること、③健康状態がおおむね良好で、集団生活に順応できると思われること、④男子受刑者については、入所前に安定した就労状況が維持されていたこと、⑤身元引受人が定まっているなど、帰住環境が良好であることという条件を満たした者とかなり限定されており、差別的待遇の問題は特段生じないかもしれない。しかし、第 2 号の島根あさひ社会復帰促進センターの収容対象者は、A 級受刑者であれば、年齢や帰住環境の良否を問わないようであり、また新たに①人工透析を受ける必要がある者、②身体障害を有する者で、養護的処遇を要する者（高齢者を含む）、③精神・知的障害を有する者で、社会適応のための訓練を要する者、④集団生活に順応できず閉鎖的な処遇が必要な者の 4 種類の被収容者が収容対象に加えられ、これらの対象者については特化ユニットでの処遇が予定されている。また喜連川社会復帰促進センターでは②・③が、播磨社会復帰促進センターでは③が収容対象とされている。これらの新たな収容対象者には必ずしも処遇が容易でなく、その分手厚いケアを必要とする者が含まれている。⁽⁹⁾ 収容対象者の範囲が大幅に拡大されたことに伴い、差別的待遇が生じないか、またコスト削減の圧力がかかった場合、そのしわ寄せがこれらの者にいかないかどうか懸念される。また収容対象が今後も拡大し続けるとすれば、F 級受刑者がその対象となることも考えられる。

刑事施設は社会の縮図と言われる。民営刑事施設がそれをさらに凝縮した縮図とならないように配慮することは国家の責務であろうと思われる。

〈注〉

- (1) 著者は、犯罪と非行全国協議会（NCCD）の上級研究員である。
- (2) 刑産複合体の生成については、Phillip J. Wood, *The Rise of the Prison Industrial Complex in the United States*, Andrew Coyle et al. (eds.), *Capitalist Punishment*, at 16 (2003). (紹介として、笹倉香奈「フィリップ・J・ウッド『刑産複合体の出現』」本誌創刊号232頁以下) 参照。
- (3) 例えば、連邦最高裁をして当時の死刑の適用状況を違憲と言わしめた *Furman v. Georgia*, 408 U. S. 238 (1972) の背景として、アフリカ系アメリカ人に対して差別的に多く死刑が科されていたという主張が大きな力を持ったことはよく知られている。
- (4) 外国人差別ウォッチ・ネットワーク (編)『外国人包囲網——「治安悪化」のスケープゴート』(2004年) など。
- (5) 大貫憲介「外国人窃盗事犯の量刑問題」法と民主主義242号 (1989年) 15頁以下。これに対する反論として、倉田靖司「外国人被疑者・被告人に対する刑事処分の実情」法律のひろば46巻7号 (1993年) 35頁以下も参照。
- (6) 前田朗「WELCOME TO JAPAN?—外国人被収容者の処遇」刑事立法研究会 (編)『入門・監獄改革』(1996年) 58頁以下。
- (7) 実務家の論攷には、外国人に対しても矯正処遇を活発に実施すべきという主張の根拠としてであるが、「外国人受刑者もできる限り日本人受刑者と等しく処遇すべき」と述べるものがある。竹中樹「外国人被収容者の処遇上の問題等について」犯罪と非行141号 (2004年) 60頁。そのような考え方が、外国人被収容者に日本人よりも大きな負担を負わせる可能性については常に認識しておくべきであろう。
- (8) 山本讓司『獄窓記』(2003年) 173頁以下。本書を契機として、知的障害者の自立支援と再犯防止をさぐる厚生労働省の研究班が発足するに至っている (2006年6月5日付朝日新聞)。
- (9) 第1号施設が開設され、処遇実績が明らかになる以前に、早急に大幅な収容対象の拡大を行うことは拙速ではないかとの疑問を禁じ得ない。

(ほんじょう・たけし／一橋大学大学院法学研究科専任講師)